

浦幌町パブリックコメント制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関する基本的事項を定めることにより、町の政策形成過程における町民の行政参画の機会を提供するとともに、町民に対する説明責任を果たすことで、行政運営の透明性の向上を図り、もって町民との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、町の政策に関する基本的な計画や条例等の策定過程において、案の段階でその趣旨、内容等を広く町民等に明らかにし、町民等からその政策に対する意見、情報及び専門的な知識(以下「意見等」という。)を求め、寄せられた意見等を考慮して実施機関の意思決定を行うとともに、その寄せられた意見等に対する町の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。

3 この要綱において「町民等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 町内に通勤又は通学する者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となるものは、町民生活又は事業活動に重大な影響を及ぼすと認められる政策の策定又は改定及び条例の制定又は改廃のうち次のもの(以下「政策等」という。)とする。

- (1) 町の基本的な施策に関する計画、指針等
- (2) 町政に関する基本方針を定めることを内容とする条例
- (3) 町民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例(ただし、金銭徴収に関する条項を除く。)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続の対象としないことができるものとする。

- (1) 緊急を要するもの又は軽微なもの
- (2) 政策等の策定にあたり、実施機関の裁量の余地が少ないもの、その他政策等の性質上パブリックコメント手続に適さないもの
- (3) 政策等の策定にあたり、附属機関又はこれに類するものにおいて、意見聴取の手続が法令等により定められているもの
- (4) 附属機関又はこれに準ずる機関において、パブリックコメント手続に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき、政策等を決定するもの

(公表の時期)

第5条 実施機関は、第3条各号に掲げる政策等を策定しようとするときは、あらかじめ策定の意思決定前に当該政策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により案を公表するときは、町民等が理解しやすいよう併せて次の各号に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 立案した際の実施機関の考え方及び論点
- (3) その他参考資料

(公表の方法)

第6条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 町ホームページへの掲載
- (2) 実施機関が指定する場所での閲覧又は配布
- (3) 前号に定めるもののほか、実施機関は、必要に応じて説明会の開催、町の広報紙への掲載、報道機関への情報提供等の方法により公表に努めるものとする。

2 公表する場合は、意見等の提出先、提出方法、提出期限及び意見等の提出に必要な事項を提示するものとする。

3 パブリックコメント手続の実施に際しては、町の広報紙及び町ホームページにより案件名等を事前に予告するものとする。

(意見等の提出方法)

第7条 実施機関は、町民等が意見等を提出するために必要と判断される期間を考慮し、原則として公表した日から1か月程度を目安として意見等の提出期間を定めるものとする。

2 前項に規定する意見等の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への持参
- (2) 郵便
- (3) 電子メール
- (4) ファクシミリ
- (5) その他実施機関が必要と認める方法

3 意見等の提出をしようとする町民等は、住所、氏名又は団体名、電話番号を明示しなければならない。

(提出意見等の取扱い)

第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等について意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、意思決定した政策等のほかに、町民等から提出された意見等及び提出された意見等に対する実施機関の考え方を公表しなければならない。

3 前項の規定による公表の方法については、第6条第1項の規定を準用する。

(実施状況の公表)

第9条 町長は、パブリックコメント手続を実施している案件についてその一覧を作成し、公表するものとする。

2 前項の一覧には、案件名、案の公表日、意見募集期間、案の入手方法及び問い合わせ先を明記するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に関し

必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、施行の日以後に実施機関が策定する政策等について適用し、施行の際、既に立案過程にある政策等については、この要綱の規定は適用しない。ただし、実施機関において必要があると認めるときは、この要綱の規定に準じた手続を実施するものとする。